精神障害者地域生活支援
とうきょう会議
運営委員会　議事録

期日：2018 年 8 月 23 日（木）
時間：19:30～22：00
場所：すぎなみ１５１
司会：鈴木　　記録：三村
参加者：理事 4 名中__1__名、監事 2 名中__2__名、運営委員 7 名中__3__名、
支援センター部会__1__名、事務局 4 名中__2__名、
会員__1__名　　計__10__名

理事（出席者は氏名の前に〇）							
〇	鈴木　卓郎		金川　洋輔		岡野　佳子		齋藤　隆彦
監事							
〇	近藤　淳	〇	今村　まゆら				
運営委員							
〇	東　貴宏		田中　直樹	〇	今村　あゆみ		樋口　勝
	瀬川　聖美		渡辺　真也	〇	蓮沼　和音		
支援センター部会からの参加							
〇	高田　俊太郎						
事務局							
〇	丹菊　敏貴	〇	三村　豊				
	進藤　征寛						
会員の参加							
〇	山本　誠						

1.　次回の「とうきょうキャラバン」の企画について
担当：事務局
次回の、「とうきょうキャラバン」の企画について検討下さい。

2018 年 8 月 10 日の鈴木卓郎さんからのメールで、次の提案がありました。

(1)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について
ご存知のとおり、第 5 期障害福祉計画の 3 ヵ年において、この地域包括ケアシステムなるものに関する協議の場を各市区町村で設置することになっています。東京都内でもこのテーマに関する研修が実際に行われています。
しかし、実際にこの「地域包括ケアシステム」というものが何を目指しているのか、これが実現したときに起きるのはどんな事態なのか、きちんと考察できていません。国は、この件についてのポータルサイトを開設したりして、どんどん情報を発信してきています。私たちなりにこのテーマを読み解いてみる必要があるのではないかと考えます。

参考サイト：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル
http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/index.html

(2) 「今・ここ」にある優生思想について

今年に入ってから、旧優生保護法下での強制的な不妊手術を受けさせられた男性が国を相手に訴訟を起こして大きなニュースになっています。そのことが契機となって、改めて私たちは、この国の「今・ここ」にある優生思想といかに対決していくかということを問われているのではないかと思います。

テーマとしては大きなものですが、障害福祉や障害者問題といったものにかかわっている私たちにとって、優生思想との対決は避けて通れないものです。また、私たち自身が抱えている内なる優生思想といかに向き合うかということも考えてみる必要があるのではないでしょうか。

参考サイト：arsiv.com 優生 2018（日本）国内報道と関連団体声明のまとめ
http://www.arsvi.com/d/eg-j2018.htm

【意見交換概要】

次の項目に挙がっている「地域包括ケアシステム」についての意見交換と併せて議論されました。

・キャラバンなので講師が不在でもいい。参加者が悩みながら考える勉強会でも良いのでは。
・講師用意する場合は、1 人ではなく複数いたほうが良い。

【結論】

テーマ（仮）：　「我が事・丸ごと」VS「地域包括ケアシステム」
講師候補：　「地域包括ケアシステム」の部分→金川さん
　　「我が事・丸ごと」の部分→（検討中）
日程候補　：10 月中旬 or 下旬
　　まず、金川さんに予定を確認してから詳細を詰めていくことになりました。
会　　場：　後日検討

2.　「地域包括ケアシステム」に関する意見交換

担当：鈴木卓郎

【山本誠さんからの報告】

・八王子市の地域移行継続支援部会に 5 年参加している。
・5 つの委託相談支援センターが地域生活支援拠点を運営している。対象は、制度と制度の狭間にいるサービスをまだ使っていない人たち、重度の人たち。
・自立支援協議会の中で、地域移行や地域生活支援拠点をどう進めていくかという話の中で、東京都の障害福祉計画の中に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の文言が入っていることから、八王子も障害福祉計画に盛り込まれた。それから、高齢者の地域包括ケアシステムは市のホームページなどで強力に進めている印象がある。
・高齢者を中心にした包括ケアシステム、4 月から全自治体に作るよう連絡がまわっている。
これは、2025 年問題・2040 年問題を見据えて先んじている。精神の方は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という文言なので少し出遅れ感がある。
・八王子には 18 の精神科病院があり、うち半分近くを精神科系の法人が地域包括ケアセンターを運営している。この傾向は八王子だけでないと思われる。
・八王子は、精神科病院が地域包括ケアシステムを担う可能性が高いと予想している。実際、地域

の支援者がその構築グループの中に入っていくことができるか危機感を持っている。
・八王子市の自立支援協議会ではもう少し掘り下げて勉強しよう、という事で 12 月に研修を行う予定。

【意見交換概要】
・「地域包括ケアシステム」は厚生労働省から出ている言葉。
　それに対して、「我が事・丸ごと」は内閣府から出てきた言葉（補足：「ニッポン一億総活躍プランの閣議決定→厚生労働省所管部分として「地域共生社会」実現の必要性→「我が事・丸ごと」)。こちらの方が上から降りてきて全てに引っかかるため強い。そのため、どの省庁も右にならえの様な感じになる。
・9 月、岩上さんのチイクラネットが開催する「第 4 回チイクラフォーラム & 全国ネット巡回フォーラム」の 2 日目のシンポジウムでも地域包括ケアシステム関連の話をするだろう。
・基幹相談支援センターが、地域包括支援センターと同じ機能になってサービスに繋がっていない未治療だったりする人に関わっていく可能性もある。基幹相談支援センター、自治体の直営でやっているところは少なく社協が委託を受けてやっている現状。
・どう想像してもどこかに集約していく方向性はなかなか難しいのではないか。それより、地域包括支援センターとの連携の強化をして面的整備をすることの方が重要。
・自治体に 13 箇所センターがあると、色々な懸念を見つけ出して支援員が訪ねる。障害を持っているすべての人が巻き込まれていくと考えると疑問を感じる。決して理想形の「住民同士の共助」にはならず、むしろ分断するような地域のシステム？が点在することになるのか…。
同じように精神の人たちにフォローする人たちがいるとしたら彼らの生活は大きく変わる。この流れは果たして本当に良い流れなのか考える必要がある。
・東京都、地域性に応じたシステム構築に悩んでいる。地域そのものが急激に変化してきている。何かと制度の文言に地域のつながりとあるが、それ自体がなくなってきていて生活の実態をベースにせず検討していてもまるで意味がないのではないか。
・「我が事丸ごと」は結局国はやらず自治体に投げた印象。都市部と地方で地域そのもののあり方が違う時点で作り方が変わってくるはず。
・窓口の数は、地域包括支援センターの方が圧倒的に多い。障害分野、杉並だと 3 箇所のすまいる荻窪・高井戸・高円寺しかない。申請は結局区役所に行かないといけないので中途半端、不便。
そういった面でも地域の中で障害分野は明らかに遅れている。特定相談支援事業所が多くできても計画相談が優先になってしまうため一般の相談を受けるわけにもいかない状況。
・「我が事丸ごと」で話をするなら、原田先生（日本福祉大学）はどうか。

3.　「各部会報告・連絡等」
◆東部ブロック
◆スポーツ企画部会
2018 年度フットサル大会
　スポーツ企画部会の渡辺真也さんより、2018 年度フットサル大会の企画状況について、以下の通り報告がありました。
=QT=
　本日までの状況について報告させていただきます。
　現在、秋の開催に向けて動き始めたばかりになりますが、
　●今年度は、ミズノフットサルプラザ調布を第一候補に、日程を調整しています。

万が一、調整が難しい場合には BumB 東京スポーツ文化館（有明）になる可能性があります。
●開催日ですが、10 月中旬～11 月中旬でミズノさんに打診済み。いくつか候補日をいただいており、現在、企画部員にメーリングリストにて確認中。スケジュール（当日の運営委員として）を打診している状態です。

昨日より企画部員に ML にて確認をとっております。来週の前半には日程が決まり、再来週以降には会議を行っていけるかと思います。
また、決まり次第連絡をさせていただきたいと思います。
あと、先日バレーボール大会の時には移行できなかった、サーバーをお貸しいただける件について、会議が進んでいくなかで、いろいろとお願いをさせていただければと思います。
どうぞ、よろしくお願いいたします。
=UNQT=

◆研修部会
◆支援センター部会
◆東京都障害者施策推進協議会
◆東京都自立支援協議会
◆とうきょうキャラバン
◆東京都精神保健福祉連絡会／東京都精神保健福祉民間団体協議会　担当
(1) 次回の東京都精神保健福祉連絡会／東京都精神保健福祉民間団体協議会
日時：　2018 年 10 月 24 日（水）18:30 から 20:30
場所：　東社協会議室　12 階 会議室　（飯田橋セントラルプラザ）
内容：　（未定）

【意見交換概要】
・丹菊さんが、都精民協から委員として東京都歯科保健医療部会に参加することが都精民協運営委員会で確認されたが、役割を担いすぎていることに問題意識を持たないといけないのではないかとの指摘があり、とうきょう会議運営委員からも、辞退した方が良いとの意見が挙がりました。
【結論】
丹菊さんから他の方に委員を代わってもらえるよう、都精民協の運営委員に依頼することになりました。

(2) 東京都社会福祉協議会　障害者福祉連絡会
障害者福祉連絡会では、障害者グループホーム支援事業（都加算）」見直しに関する対応が話の中心になっています。
元々、2018 年 10 月から見直し後の都加算が導入される予定でしたが、2019 年 1 月に導入を延期することになったとのことですが、内容について今のところ変更される見込みはないようです。
障害者福祉連絡会では、東京都に対し要望書の提出をしようとしましたが、東京都から、要望書としての文書は受け取り難いとの対応があり、最終的には、要望書としての提出には至っていません。

今回、障害者福祉連絡会で出されている話の要旨は以下のような内容です。
【経緯】
東京都は、昭和 53 年に国に先駆けて、現在のグループホームの前進である「東京都生活寮制度」

を発足させた。
　障害者自立支援法のケアホームの制度化に先立ち、「重度生活寮制度」を立ち上げた。
　グループホーム都加算は、自立支援法による日額制導入により、グループホームの運営の維持と、支援水準の確保が難しくなることへの対策として、実質月額制として導入された。
　その結果、グループホームの設置が促進された。
【都加算見直し】
　①事業者努力に応じた国加算の算定
　②障害支援区分毎の単価の見直し
　③職員配置に応じた単価の見直し
　④利用者不在時の単価の見直し
　⑤精神科医療連携体制加算の創設
【指摘される問題】
　上記の内④について、区分 6・5・4・3 の入居者が、入院や自宅に戻る等でグループホームに不在になる際、区分 2 の金額が適用されるため、これまでの実質月額制が崩れ、制度の後退となる。
　重度の利用者を受入れているグループホームでは、年間 1000 万の減額になると試算されており、経営困難に陥ることが懸念されている。
　重度の利用者を受入れているグループホームでは、夜勤複数体制の確保や、自宅への送迎体制の確保が必要なため、減額になると人員体制確保が困難となる。
　土日営業しないグループホームと、土日であっても職員配置をしているグループホームは分けて評価が必要だが、今回の都加算見直しには、この点の配慮がされていない。
　重度の利用者が利用できるグループホームが増えるような方策が必要な中、今回の都加算見直しは、その必要性に呼応していない。
　第三者評価受審費用は都加算に含まれていることになっているが、第三者評価受審費用は、別途補助項目が必要。

【意見交換概要】
・国報酬は不在だと援助していないため当然出ないのだが 、東京都は半年間入院していてまったくいない状態でも出る。精神の通過型は、退去後 3 か月空き保障が発生する。
・知的は、入居者を土日に自宅に戻し、グループホームをしめることが通例になっているところもあることが問題点。現在は改善されてきているが、以前までは実質土日自宅に帰れる方しか入所できなかった。
・ホーム連調査によると、精神の区分がつかない市・区が 1/5 くらい。ある自治体は、身体介護がないと区分がつかず調査すら行わないという実態。
・元々区分がつかない自治体は大きな影響ない。
・ホーム連で、東京都の課長をお呼びした際、「支援の質が落ちている。実際の金額に見合った支援ができているところもあるが、そうでないところが増えてきている。第三者評価でしっかり客観的評価をしてほしい。」という話もあった。
・現在参入してきているのは、高齢者 GH のノウハウを持った企業がほとんど。ここで既得権を獲得すると勢いを増して参入してくることになるだろう。
・身体・知的に比べると精神は一歩引いていて、当事者はあまりないように感じる。
・知的は、1.朝食作り 2.夕食作り 3.宿直、この 3 交代で組まないとかなり大変。
　逆に、これを一生懸命行っていない事業所は旨みがあるのだろう。
・精神、通過型 GH は家賃補助が守れて、精神科医療体制加算が取ることができた。
・他の道府県は、通過型の都加算や空室補償のようなものはないためキツイ。全国的には採算が取れな

いことを認識していて利用者のニーズもあることから通所と併せて運営しているところがほとんど。
・1000 万円の損失というだけの情報では、どれくらいの規模のグループホームなのか等内容がわからないので、1000 万円の計算根拠を示してもらえないといけないのではないか。

◆事務局
◆その他
【情報提供】
「東京都保健福祉基礎調査が 10 月中旬から行われる。」
・5 年に 1 回保健・福祉に関わるところに対して行う戸別訪問調査。
・知的障害 2000 人、身体障害 1500 人、精神障害 800 人、難病 1200 人。実際に非常勤で研修？を受けた方がご本人のところへ行く。

「障害者差別解消条例が 10 月 1 日から施行される」
・東京都、民間事業者の合理的配慮の提供は義務。
・広域支援相談員を設置する。東京都に FAX で依頼すれば簡単に受けることができる

●次回運営委員会：

日時：　2018 年 9 月 18 日（火）19:30～

会場：　すぎなみ１５１

以上